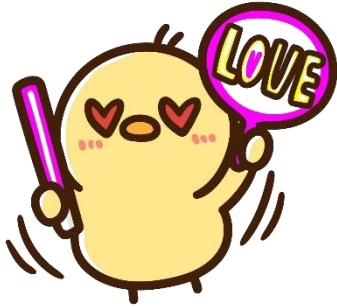


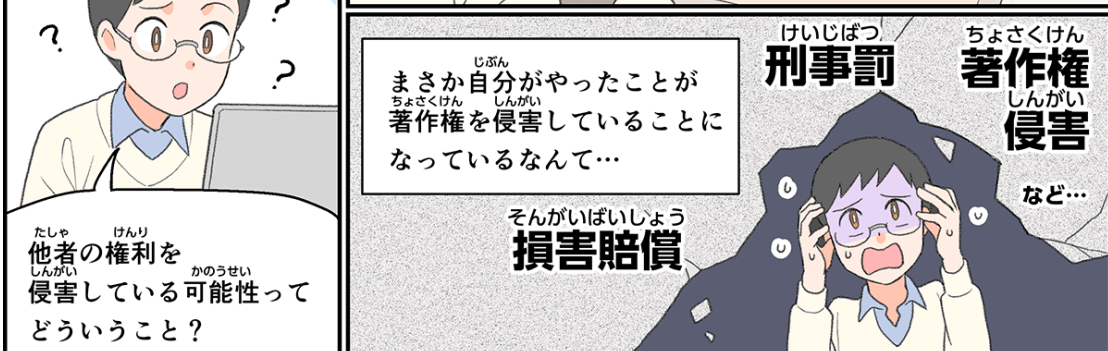
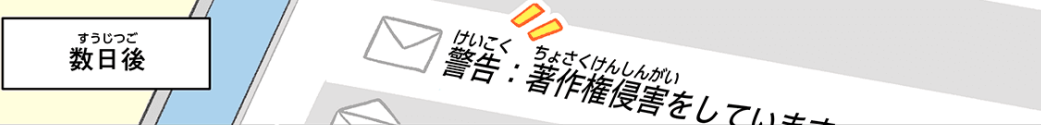
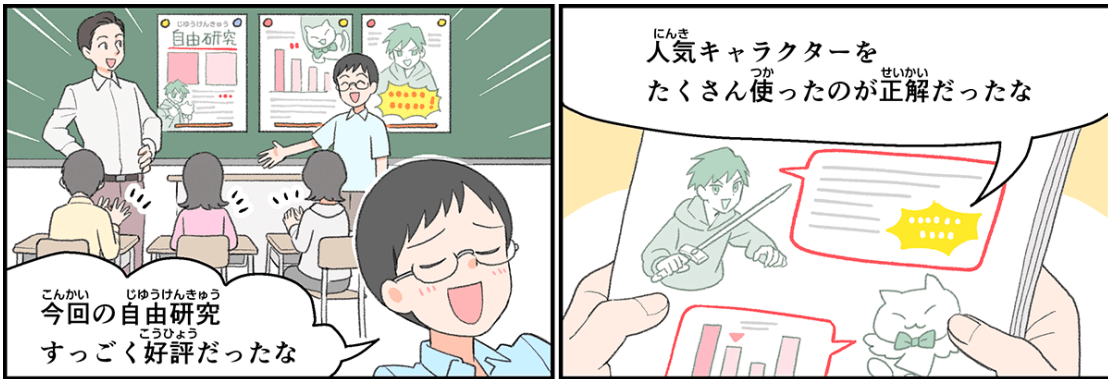
それ、著作権を侵害しています！

～インターネットトラブル事例集 2024 年版より～

児童生徒向け
第14号
送信日
2025/1/5



今、世間は『推し活』ブームです。自分の推しグッズに囲まれて生活するのは、幸せですね。そんな中、SNS に推しの画像を気軽にのせてしまうと、トラブルになることがあるんです！





※著作権に無許可でアップロードされた違法な画像、写真、音楽など



★大事なポイント★

○作者を苦しめることになる

自分の作品が知らないところで勝手に使われたら?など、作る側の人のことを想像しましょう。

○次の作品が生まれなくなる

有料の作品が許可なく無料で公開されれば、制作に関わる人たちは次の作品が作れません。

○スクリーンショットや画面録画は?

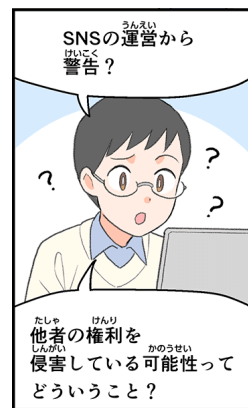
撮影禁止のものを公開したり、正規のものではないと知りつつダウンロードすることも違法です。



【もっと詳しく】～「著作権は法律で守られている」ことをもっと意識して～

動画や写真を投稿するサイトは年齢を問わず人気ですが、**子どもたちがさまざまな著作物を無許可でアップロードしてしまい、著作権侵害となる**ケースが生じています。アップロードだけでなく、違法であることを知りながら著作物をダウンロードした場合も(個人で楽しむ範囲でも)、違法として2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(またはその両方)を科せられることがあります。これは営利目的でなくても適用されます。

また、著作権とは異なりますが、**自分のSNSでプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載する**といったことは肖像権などの侵害にあたる可能性があるので注意しましょう。



【出典】インターネットトラブル事例集 2024 年版 (総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

【お問い合わせ】

福井県防災安全部県民安全課
☎:0776-20-0745(直通)
メール:kenan@pref.fukui.lg.jp

X(エックス)
安全安心ふくい

インターネット
安心安全通信HP

